

令和6年第11回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年11月5日(火)

午前10時30分開会

午前11時25分開会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

5番 松井 祥壮

6番 梶原 安行

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

12番 中田 安義

13番 岡 真由美

14番 岩本 博志

(推進委員 11名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 岡村 昭男

推進委員 清水 透

推進委員 掘田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(2名)

4番 是佐 恵美子

推進委員 中田 進

5. 議事録署名委員

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

主任主事 武田 枝梨加

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事 眞鍋 秀

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 佐々木 駿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案 47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

(2) 議案第 48号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

(2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(3) 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理処分

(4) 報告第 4 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10 時 30 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いいたします。</p>
岩本会長	<p>ただいまから、令和 6 年第 11 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、7 番、山田委員さん、8 番、岩木委員さんのご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 47 号、廿日市市農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 47 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 51 番、農地の所在は、玖島字長谷、登記地目は田で、面積は、1 筆の 1, 149 平方メートルで、利用目的は田です。</p> <p>期間は、公告日から令和 11 年 12 月 31 日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 47 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>51 番について、堀田委員さん、お願いいたします。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。51 番について説明します。10 月 17 日、岩木委員、事務局 1 名と現地調査を行いました。今回の</p>

	<p>申請は〇〇さんから娘の〇〇さんが相続され、この田んぼについては、これまで何十年にもわたって利用権の設定を受ける〇〇さんが、耕作されております。新規の利用権の設定になっていますが、今までどおり続けるということで、再設定と意味は同じことになろうかと思えます。何ら問題はないと思えます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。 この件について、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。 ございませんか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第47号について、承認することに異議はございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第47号について承認することに決定いたします。 続きまして、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は5ページ、6ページになります。 番号285番、農地の所在は、河津原字下中組、登記地目は畑で、1筆の19平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し、便利であるためで、無償の所有権移転です。 次に番号303番、農地の所在は、大野字知安、登記地目は田で、面積は1筆の169平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に番号304番、農地の所在は、吉和字惣田、登記地目は畑で、面積は1筆の105平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は譲渡人から借りて耕作しており、譲り受けるためで、無償の所有権移転です。 次に番号306番、農地の所在は、浅原字上保曾、登記地目は田で、面積は3筆の822平方メートルの申請です。権利の移転理由は、農業経営を引き継がせるためで、無償の所有権移</p>

	<p>転です。</p> <p>本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>285番について、木浦委員さん、お願いいたします。</p>
2番委員	<p>2番木浦です。番号285についての現地の調査の結果を報告します。現地には、10月17日、小西委員、事務局1名とで現場に行きました。現場は、県道に面しており、三差路になっている場所の近くにセブンイレブンがあります。近隣に集会所があって、そのそばにこの申請地があります。これは譲渡人が遠方ということで、受け人はすぐ近くに住んでおられて、しかも隣接を耕作しておられるということで、問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>303番について、山田委員さん、お願いいたします。</p>
7番委員	<p>7番の山田です。303番について説明します。10月15日に、吉田委員、それから大野支所の奥田さんと一緒に現地を確認しております。この農地は、譲受人宅のすぐ後ろに位置する農地でありまして、非常に耕作に便利であるということで購入をされております。根菜を作付するという予定になっているようです。周りに迷惑をかけるというようなこともございませんので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>304番について、中田（安）委員さん、お願いいたします。</p>
12番委員	<p>12番の中田です。番号304番について説明いたします。</p> <p>10月18日に、岡職務代理委員、倉本推進委員、事務局とで現地調査を行いました。現地は旧吉和支所から上へ出て約200メートル行ったところにあります。譲受人の〇〇さんは、実家が吉和にあり、毎週帰ってきて野菜を作っておられます。特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>306番について、古川委員さん、お願いいたします。</p>

9 番委員

306番を9番の古川から報告をいたします。10月18日に、安井推進委員と事務局1名とともに、現地の確認を行っております。現地の場所ですけれども、津田と浅原のちょうど境のところに小瀬川を渡る橋がございます。橋を渡ってすぐのところで右側の地点でございます。道路にすぐのところでございます。ここの土地ですけれども、〇〇さんがかなりもうお歳でございます、受ける方が〇〇さんと申しまして、〇〇にあたる方でございますが、周りの自宅もこの〇〇さんが後は引き継ぐということでございます。自宅と隣接するこの農地、これも〇〇さんが耕作するというので、農業経営を引き継ぐという形でございます。昨年もこのお孫さんが、耕作をなさっている様子でございます、また稲刈りが終わってすぐでした。すぐにも、もう来年も作付されるような状況であろうと思います。何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、この4件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りします。

議案第48号について、許可することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第48号について許可することに決定いたします。

続きまして、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。

説明をお願いします。

事務局

議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案書は、7ページになります。

番号302番、農地の所在は、大野字戸石川、登記地目は雑種地で、面積は、2筆の534平方メートルの申請です。転用理由は、庭敷地として利用するための申請ですが、譲渡人が農地転用の手続を行わず利用していたもので、始末書が提出されております。

本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて

	<p>適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>302番について、山田委員さん、お願いいたします。</p>
7番委員	<p>7番の山田です。302番について、ご説明いたします。</p> <p>10月16日に吉田委員、それから大野支所の職員とで現地を確認しております。転用理由の中にありますように、社員寮として使って、それから、農地と当地は、社宅の庭として利用することになっております。今はもう既に駐車場として使用しているためにですね、始末書が添付されているという状況ですけど、これについては周辺農地に支障を与えるような心配ないし、問題ないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。</p> <p>はい、倉本委員。</p>
倉本推進委員	<p>登記簿が雑種地で現状は農地ではないでしょう。</p>
事務局	<p>農地台帳に、記載がされていますので、そういった案件につきましては、受付をしております。言われるように、山林であるとか、雑種地であれば本来許可が要らないのでしょうか、はい、台帳にある以上は、処理するようにしております。</p>
倉本推進委員	<p>台帳に雑種地と書いてあるの。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
倉本推進委員	<p>雑種地は農地ではないでしょう。</p>
事務局	<p>現況が、多分農地なのだろうと思いますけど、台帳上、現況は畑になっています。ただ、現地確認に行った際はもう、畑としては使われていないということです。登記簿は雑種地なのです。</p>
倉本推進委員	<p>雑種地だろう。</p>
事務局	<p>はい。どちらかが農地であれば、台帳としても載ってくるの</p>

	<p>です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
倉本推進委員	<p>農地として使っていたのでしょうか。</p>
事務局	<p>どう言ったらいいのでしょうか。法務局に登記の申請をした時には、登記簿の面積、登記簿の地目しか分からないので、そのまま素通りすることもあるのですが、照会がかかって、許可が要りますかっていう時には台帳上にありますので、要るようになります。</p>
倉本推進委員	<p>農地台帳にあるのですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
倉本推進委員	<p>雑種地って。</p>
事務局	<p>そうですね。あくまで現況が農地です。</p>
中山推進委員	<p>台帳上、畑になっているのですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
倉本推進委員	<p>台帳は畑なの。</p>
事務局	<p>法務局の登記簿が雑種地で、現況の農地台帳上が畑になっております。はい。課税課がそういう判断しています。ただ現場行ったときはもう、雑種地になっていたという状況です。</p>
倉本推進委員	<p>農地であるときは、農地並みの扱いをするということですね。</p>
事務局	<p>税の扱いもですし、事務局もですね。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
倉本推進委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ほかにご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第49号について、許可することに異議はございません</p>

	<p>か。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> <p>異議なしと認め、議案第49号について許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は8ページになります。</p> <p>今回の報告は、令和6年9月11日から10月10日までの間に受理した1件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>番号288番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この件について、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は9ページから13ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和6年9月11日から10月10日までの間に受理した13件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>番号274番、291番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため、顛末書が提出されています。</p>

	<p>番号291番については、過去に農地転用届を受理しており、報告第3号、番号290番にて取消を行い、再度届出があったもので、前回と同じく、顛末書が提出されているものです。</p> <p>それから、番号294番から296番については、過去に農地転用届を受理しており、所有者が変更となっていますが、申請人の都合により、再度譲渡することとなったため、顛末書が提出されています。</p> <p>それから、番号286番と287番は関連案件になります。</p> <p>番号291番は、報告第3号、番号290番の関連案件となります。</p> <p>それから先ほど説明しましたが、番号294番から296番も関連案件となっております。</p> <p>本件については、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、この13件について、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は14ページになります。</p> <p>今回の報告は、令和6年9月11日から10月10日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>この番号290番は、先ほど報告させていただいた報告第2号、番号291番の関連案件でございます。</p> <p>以上で報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。</p>
議長	<p>質疑等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>

議長	<p>質疑がないようですので、報告第 3 号を終わります。 続きまして、報告第 4 号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 4 号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。 議案書は 15 ページになります。 番号 271 番については、平成 27 年 2 月 2 日付で非農地証明を交付済みで、非農地として回答をしました。 以上で報告第 4 号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、この件について、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第 4 号を終わります。</p> <p>以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の第 12 回農業委員会総会は、12 月 6 日、金曜日、午後 3 時から廿日市市役所、ここ 7 階で行います。 以上でございます。 大変ありがとうございました。</p>

(閉会 午前 11 時 25 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 12 月 6 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（ 7 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ 8 番委員） _____